

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	5-1
処分の種類	理容師の業務停止命令			
根拠法令条例等・条項	理容師法第10条第2項			
処分の概要	衛生上必要な措置をとらずに営業している等の場合に、理容師の業務停止を命ずるもの			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○理容師法 第10条第2項 都道府県知事は、理容師が第6条の2若しくは前条の規定に違反したとき、又は 理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定め てその業務を停止することができる。</p> <p>&lt;第6条の2の規定&gt; 第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。</p> <p>&lt;第9条の規定&gt; 第9条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。 二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置</p>			
基準の制定根拠	—			